

市民総合体育館温水プール管理業務

1. 運営方法

水泳を生活の一部として、水泳の振興普及を図ることを目的とし、気軽に実践でき、かつ安全に活動できるよう運営する。

2. 実施時間

午前8時30分から午後10時までとする。

なお、特別な事情が生じた場合、施設責任者が決定する。

3. 規模

- (1) プールの水面積 295㎡ 6コース
- (2) プールの水容積 310㎡ 25m×11.8m×1.1m
- (3) プールサイドの面積 260㎡
- (4) プールの室内面積 555㎡
- (5) 採暖室面積 16.5㎡
- (6) 付属設備

設備	男	女	計
ロッカー	92人	92人	184人
便所	大2・小3	大3	大5・小3
シャワー室	3	3	6
腰洗槽			1
洗眼、うがい			5ヶ所
採暖室（温水、シャワー、風呂）			各1ヶ所

4. 室温及び水温

室温	水温	採暖室	風呂場
31℃±1.0℃	29℃±0.5℃	34℃～50℃	30℃～50℃

5. 入場制限定員

- (1) 入場制限定員は、202人（理想定員の10%増）とする。
- (2) 入場制限は、利用券購入状況報告及びプール更衣室の混雑状況や、ロッカーの空き具合等を総合的に判断して決定する。

6. 水質基準

- (1) 水素イオン濃度：pH値5.8以上8.6以下

- (2) 濁度 : 2 度を超えてはならない。
- (3) 過マンガン酸 : 12 mg/l 以下
- (4) 残留塩素 : 遊離残留塩素が 0.4 mg/l 以上
- (5) 大腸菌群 : 試料 50ml 中検出されないこと。
- (6) 一般細菌 : 試料 1ml 中 200CFU を超えてはならない。

7. 入場規則

- (1) 入場は、3 歳以上（おむつの取れている者）の者で、小学 3 年生までは、その親又は、その他成年に達した保護者の付き添いを必要とする。（付添者 1 名につき 2 名まで）
- (2) 酒気を帯びた者、伝染性の病気がある者、及びその他医師に水泳が不相当と診断された者の入場は認めない。（心臓疾患、耳だれ、眼疾患、皮膚病等の伝染性疾患）
- (3) その他、プール管理上不相当と認められる者。
- (4) 規定使用時間は、1 時間・2 時間単位とし、超過使用した場合は 1 時間単位とする。

8. 場内規則

- (1) プールサイドへの入場は、水着着用者のみとする。
- (2) 利用者は、水着、水泳帽子を着用する。
- (3) シャワー室、採暖室での石鹸、シャンプー等の使用禁止。
- (4) 個人開放の時間帯では、特定の場所を占有して、グループ等の団体指導を禁止する。
- (5) 浮き袋（腰ヘルパー、アームヘルパー等含む）、おもちゃの持ち込み、及びプールサイドでの飲食、喫煙は禁止。
- (6) 潜水、飛び込みの禁止。
- (7) 混雑時には、次の規制を行う。
 - * 一定方向に泳がせる。
 - * 背泳、バタフライを禁止する。
- (8) 事故防止と健康管理のため、毎正時 10 分間の休憩時間を設ける。（ただし、午前は、1 回。夜間は 5 分間とする。）
- (9) プール内には、時計、貴金属の持ち込みを禁止する。
- (10) プール内での悪ふざけや危険な行為は禁止する。
- (11) その他、管理者の指示に従わなかったり、秩序を乱す行為を行った場合は退場させる。

9. 業務内容

1 業務の範囲

- (1) 遊泳者の監視、救護及び安全管理。
- (2) 盗難、火災、傷害等、事故の防止及び事故における適切な措置。
- (3) プールの水質管理、濾過器、滅菌機、その他機器の操作整備及び保守点検。
- (4) プール内外及びシャワー室、腰洗槽、更衣室、お手洗い、採暖室、浴室、その他プール関係各室の管理、清掃（備品、計器、建具、ガラス、照明器具、金属部分のサビの防止に心がけ、光沢を保持させる）。
- (5) 備品物品の管理、諸報告書、日誌の記載、忘れ物の保管等連絡業務。
- (6) プール利用中止の場合における業務。
その業務については、甲乙双方協議の上行うものとする。
- (7) その他、プール管理業務に必要な事項及び甲の指示事項。

2 水面監視員の心得

- (1) 事故防止を第一の任務とし、いつでも救助活動ができるよう体制を整えておくこと。
- (2) 監視担当区域をはっきり決め、目のとどかない区域をつくらないようにすること。
- (3) 監視員の交替は監視場所で行い、一時も空白時間をつくらないこと。
- (4) 監視員は、遊泳者との私語を禁止する。
- (5) プールを私物化しないこと。
- (6) 身の回りの整理整頓に留意すること。
- (7) 救助資材は、設置場所を定め、絶えず点検しておくこと。

3 資格及び従事規定

- (1) 水泳場の使用は、貸切使用及び個人使用として開放するが、監視員は使用前、準備後の整理清掃点検時間を含むものとする。
- (2) 資格等…次に掲げる条件を満たす者
施設管理担当はプールの管理運営についての経験を有し精通した者で、日本水泳連盟第2種指導員以上、または日本赤十字社の水上安全救助法に基づく有資格者、もしくは日本体育施設協会の水泳指導管理士の資格を有する者。
- (3) 従事規定…服装等
一般利用者と区別するため、本業務にふさわしい服装を着用し、メガホン、笛は常に携行する。

4 監視

(1) 監視台

- ア 監視台勤務は、監視業務の根幹をなすもので、事故防止から発見救助という重要な役割を果たすことにある。
- イ 監視台勤務者は、常に自己の監視範囲内の水面、水底及びプールサイドを注視し、水泳者の事故防止に努める。
- ウ 監視台勤務者は、光線の反射などにより水面を確認できない部分には十分注意を払う。
- エ 禁止事項（潜水、飛び込み等）に違反する者には笛を吹き、注意を与える。
- オ 監視台の勤務者は、特別の理由がない限り、台から降りないこと。
- カ 特に混雑時には、パトロールを配置すること。
- キ マイクは、司令室から指示された注意事項の周知の際に使用し、全般的な単独指示は行わない。ただし、指令室不在のときはこの限りではない。
- ク 溺者発見のときは、笛を長く吹き、その方向を指示して指令室、パトロール、他の監視員に知らせる。自分が溺者に一番近いときは、直ちに自ら飛び込み救助にあたり、溺者の位置によっては、パトロールを迅速に救助にあたらせる。
- ケ 監視台勤務者、パトロール、指令室相互の連絡は笛、もしくは、サインをもって行う。休憩時間は、利用者全員をプールサイドにあがらせ、水底確認を行い、パトロール、監視台の順で指令室に連絡する。
- コ 溺者救助の方法は、『緊急事態』の項で示す。

(2) 監視室

- ア 監視室勤務者は、場内におけるすべての責任を持ち、監視員に指令を発する重要な勤務にある。
特に、事故発生の際には、事故処理の要となって動かなければならない。
- イ 場内放送により、入場者に場内規則を遵守させる。
- ウ 監視台及びパトロールと常に連絡をとり、場内の入場状況により監視員の配置や行動を指令し、プール全体の監視を行う。
- エ 監視台、パトロールより違反者の合図があり次第、直ちにマイクで注意事項を放送する。
- オ 利用者の呼び出しは行わず、伝言の方法をとる、ただし、緊急やむを得ない時は、場内放送をする。
- カ 眼鏡を場内に持ち込んだ者には所定の場所に置かせる。
- キ 溺者発生ときは、必ず1人がマイクロホンを確保し、監視台、パトロールの合図によりその場所を指示し、利用者が事故処理の妨げにならないように注意する。

- ク 担架を出動させる事態が発生した時は、監視室勤務者は直ちに事務室に事故の発生を知らせ、職員は救急車の手配等を行う。
- ケ 特に、指令室勤務者は私語を慎み、いつでも監視台やパトロールの合図により、指令が速やかに行えるよう心がけておく。
- コ 各単位区分終了時の10分前に放送により退水を促す。
- サ 始業時及び終了時には、放送施設の電源回路の点検を行う。

(3) パトロール

- ア パトロールとは、監視台勤務者の補助的役割として、プールサイドを巡視し、水底、水面の確認及び更衣室（シャワー室）等の確認にあたる。その際、規則に違反する利用者を発見した時は、近くに呼び寄せ違反事項を明示し、注意を与える。
- イ 溺者発見及び発見の合図があった時は、直ちに救助にあたる。
- ウ 怪我人があったときは、応急処置又は、事務室に連絡し、速やかな処置を取ること。なお、応急手当をしたときは、軽傷であっても必ず救護記録票に記録すること。
- エ 水底確認は、定時に行い（10分間隔）確認時間になったら監視室が監視台パトロールに連絡し、まずパトロールが確認し、次に監視台勤務者が行き、監視室の了解放送により終わる。
- オ 時計、眼鏡（日本水泳連盟承認の水中ゴーグルを除く）、ヘアピン、指輪（リングを除く）、ネックレス等を注意し、使用している者には取り外すよう指導する。場内へはタオル以外は、持ち込みを禁止する。
- カ 特に場内への風紀取締りを行い、採暖室の出入りにも留意すること。
- キ パトロール中は、腰掛けたり、利用者及び監視同士との不要な私語を慎み、利用者に対する水泳指導はしない。

(4) 共通事項

- ア 終了毎に水中、プールサイド、シャワー室、更衣室、便所、採暖室等を点検し、残留者、忘れ物、その他異常の有無を確認する。
- イ 開場前及び終了後は、プール、プールサイド、マット、腰洗槽、更衣室、シャワー室等の床、側面は、クリーナー、デッキブラシ等で洗浄し、常に清潔にしておく。
- ウ 監視員は、利用者と接する機会が多いことから、その接客対応には、十分留意すること。例えば、違反者に注意を与える場合にも周囲への影響を考え、言葉遣いは特に慎重に、感情に左右されることなく親切に注意する。また、監視員は、常に目立つ存在であるので、日頃の立ち振舞いにも注意しなければならない

い。

エ 準備体操を行うよう指導し、最初の入水の際は静かに足の方から徐々に入るよう指導すること。

5 監視の事務

(1) 監視日誌

毎日、閉場後に監視日誌と監視員報告書を作成する。

(2) 事故調書

事故が発生した場合には、その原因、場所、状況、事故に対する処置をできるだけ詳しく事故調書に記入し、甲へ報告する。

6 緊急事態発生時の体制

(1) 遊泳中における事故の発生

事故の発生

ー監視室⇒事務室に連絡⇒必要に応じて医師、救急車を要請。

ー監視台⇒救助へ向かう⇒または、監視を続ける。

ーパトロール待機者⇒空いた監視台に座る、又は救助に向かう。

発見者は別のセクションの勤務者に連絡後、救助へ向かう。
監視室で発見した場合は監視台巡視（パトロール）に場内放送で連絡する。



救 助



応急処置、保温、安静等必要な場合、人工呼吸

◎ 事故処理後、事故発見者は、事故発生時の状況、監視体制について、事故調書に記入して、施設責任者に提出する。

(2) 停電事故（夜間の場合）

携帯マイク、懐中電灯を持って、監視員全員プールサイドへ



遊泳者全員をプールサイドへ上げる



水 中 点 検



状況により、ロッカールームへ誘導

- (3) 地震、火災が発生した場合
監視員を含む従事者が協力して利用者の安全を図る。

7 救助訓練

安全管理の徹底を図り、緊急事態に速やかに対処するため、全従事者に対し、救命救急法及びAED操作訓練を、年度内6回程度行うこと。

8 その他

本業務は警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項に該当するため、警備業務に該当するものとして必要な措置を講じること。